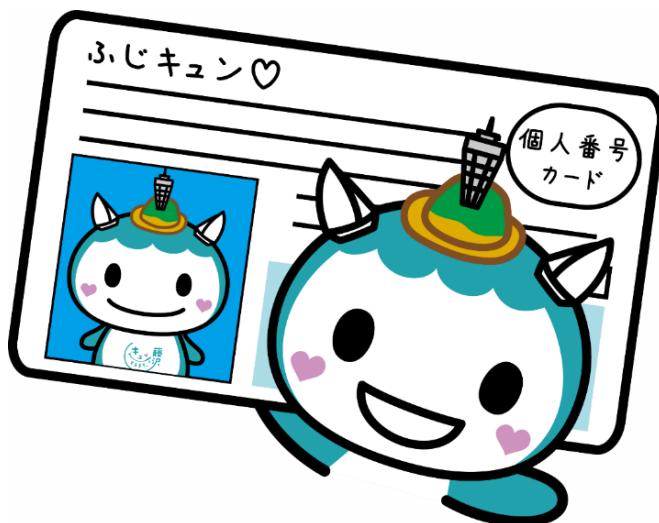


マイナンバーカードのしおり

保存版



マイナンバーカードって？

- マイナンバーカードは、社会保障分野や税分野等におけるマイナンバー（個人番号）の提示が必要な場面で、行政機関や地方公共団体、健康保険組合、勤務先、金融機関などに対し、マイナンバーと身元を証明する書類として利用できます。
- マイナンバーカードのICチップに搭載されている電子証明書の活用により、行政手続等のオンライン申請や、コンビニなどで住民票の写し等公的な証明書を取得することができます。
※利用には暗証番号の設定が必要です。

マイナンバーカードと電子証明書の有効期限



マイナンバーカードの有効期限

電子証明書の有効期限

マイナンバーカード 発行時の年齢	マイナンバーカードの 有効期限	電子証明書の 有効期限
18歳以上	カード発行日から 10回目の誕生日	次のいずれか早い日まで ①発行日から5回目の誕生日 ②マイナンバーカードの有効期限
18歳未満	カード発行日から 5回目の誕生日	

- 外国籍で有効期間の満了日のある方は、在留期間の満了日がマイナンバーカードの有効期限です。

更新について

マイナンバーカード・電子証明書の更新

有効期限の2～3か月前に「有効期限通知書」が届きます。

(有効期限通知書の見本：水色)

● マイナンバーカードの更新

有効期限の3か月前の翌日から、市役所の窓口や郵送、WEBで申請できます。

● 電子証明書の更新

有効期限の3か月前の翌日から更新できます。
市役所の窓口で申請してください。



- e-Taxを利用されている方は、上記のどちらかの更新をした場合、e-Taxの利用者情報登録から新たに取得した電子証明書の登録・更新が必要です。
- コンビニ交付サービスの利用登録をされている方は、上記のどちらかの更新をした場合、再度、コンビニ等にあるマルチコピー機から利用登録申請が必要です。(藤沢市が本籍地の場合は不要)

引越しや結婚に伴う手続き

- 引越しや婚姻等でマイナンバーカードの券面記載事項が変更となった場合、転入届や婚姻届の提出に併せて、マイナンバーカードを市役所の窓口にお持ちください。
- 引越しや婚姻等で氏名や住所が変わった場合、署名用電子証明書は自動的に失効しますので、転入届や婚姻届の提出の際に新しい署名用電子証明書の発行手続きを行ってください。
なお、利用者証明用電子証明書は引越しや婚姻等で氏名や住所が変わっても失効しません。

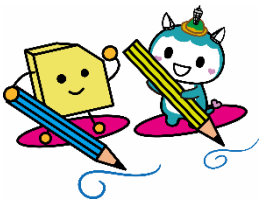
マイナ保険証について

よくある質問

- 健康保険証として利用するためには、マイナンバーカードに「利用者証明用電子証明書」が搭載されている必要があります。
- マイナ保険証として利用するためには登録が必要です。登録には以下の3つの方法があります。
 1. 顔認証付きカードリーダーからの申請
顔認証付きカードリーダーが設置してある医療機関・薬局等から登録ができます。
 2. マイナポータルからの申請
ご自身のスマートフォンやパソコンから、マイナポータルにログインし登録ができます。
 3. セブン銀行ATMからの申請
全国のセブン銀行ATMから登録ができます。
- マイナンバーカードまたは電子証明書の有効期限が切れてしまった場合でも、3か月間(※)はマイナ保険証としてご利用いただけます。ただし、診療情報・薬剤情報等の提供はできませんので、お早めに再発行手続きをしてください。
(※) 有効期限満了日が属する月の末日から3か月間
- マイナンバーカードや電子証明書を更新した場合でも、更新前に健康保険証利用の登録を行っている場合には、改めて登録をする必要はありません。

暗証番号

暗証番号は、マイナンバーカードを利用してオンライン手続きを行う際や、ICチップ内の情報を確認する際に必要となりますので、大切に管理してください。

種類	暗証番号（メモ用）															
署名用電子証明書																
利用者証明用電子証明書																
住民基本台帳用																
券面事項入力補助用																

暗証番号は定期的に変更を！

暗証番号は定期的に変更されることをお勧めします。暗証番号は、市役所の窓口、もしくはスマートフォンやパソコンの専用アプリケーションで変更できます。
詳しくは下記WEBサイトをご覧ください（マイナポータル）

**スマートフォン**

(<https://img.myna.go.jp/manual/03-09/0146.html>)

**パソコン**

(<https://img.myna.go.jp/manual/03-09/0145.html>)



暗証番号がロックされた

暗証番号を規定回数以上誤るとロックがかかり利用できなくなります。**署名用電子証明書は5回、利用者証明用電子証明書・住民基本台帳用・券面事項入力補助用は3回**です。
ロックされた場合は次の方法でパスワードの初期化と再設定を行ってください。

- 市役所の窓口で申請する
- コンビニ等のキオスク端末（マルチコピー機）を利用する
→署名用電子証明書の暗証番号または利用者証明用電子証明書の暗証番号のどちらかがロックされた場合のみ利用できます。いずれもロックされた場合は住民票のある市区町村の窓口へお越しください。



暗証番号がロックされていても健康保険証として利用できます
暗証番号がロックされていても、顔認証付きカードリーダーで顔認証する、または医療機関・薬局等の窓口職員によるマイナンバーカードの顔写真の目視確認で本人確認ができます。

カードを紛失したとき

マイナンバーカードを紛失した場合には、直ちに次の電話番号に連絡し、マイナンバーカードの機能の一時停止を行ってください。（365日24時間対応）

- ・マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）0120-95-0178
- ・個人番号カードコールセンター（有料）0570-783-578
- ・上記に繋がらない場合（有料）050-3818-1250

- マイナンバーカードの機能一時停止後にカードが見つかった場合、住民票のある市区町村の窓口で一時停止の解除を行ってください。
- 紛失の場合は警察署等から出される遺失届の受理番号を、焼失の場合は消防署等から出される罹災証明書をお持ちください。著しく損傷したマイナンバーカードについては、窓口までお持ちください。

マイナンバーカードの再発行

紛失や破損等の場合は、市役所で再交付の申請ができます。マイナンバーカードの再交付は以下の手数料がかかりますが、有効期限満了に伴う更新や、カード不良等本人の責によらない場合は無料となります。

通常発行	1,000円（マイナンバーカード800円・電子証明書200円）
特急発行 （該当者のみ）	2,000円（マイナンバーカード1,800円・電子証明書200円）

有料となる場合

- ・紛失、焼失、毀損、自主的な返納後の再発行
- ・マイナンバー（個人番号）変更による再発行
- ・転入に伴う継続利用期間超過後の再発行
- ・国外転出後、国内転入時にマイナンバーカードを紛失している場合の再発行
- ・在留期間満了によりマイナンバーカードが失効している外国籍の方が、在留期間を延長した上で新たに再発行する場合

無料となる場合

- ※いずれも旧カードを持参することが無料の条件となります。
- ・マイナンバーカードの有効期限の満了に伴い、カードの再発行を希望する場合
 - ・マイナンバーカードの余白がなくなった場合の再発行
 - ・ICチップの不良による再発行（物理的な破損等、本人の責による場合を除く）
 - ・海外から転入し、新たにマイナンバーカードの発行を希望する場合

特急発行の対象者と申請期間について

・乳児の方	満1歳になる前日までは、いつでも申請が可能
・国外から転入をした方	転入届をした日から30日以内
・追記欄の余白がなくなった方	追記ができなかった日から30日以内
・カードを紛失した方	紛失届をした日から30日以内
・カードの再交付を希望する方（焼失・著しい損傷等）	焼失・著しく損傷した日から30日以内
・転入や出生以外の理由で新たに住民票に記載された方	本人確認書類を入手した日から30日以内
・新たに住民票に記載された中長期在留者等	住所を定めて転入届をした日または中長期在留者となった届出をした日から30日以内